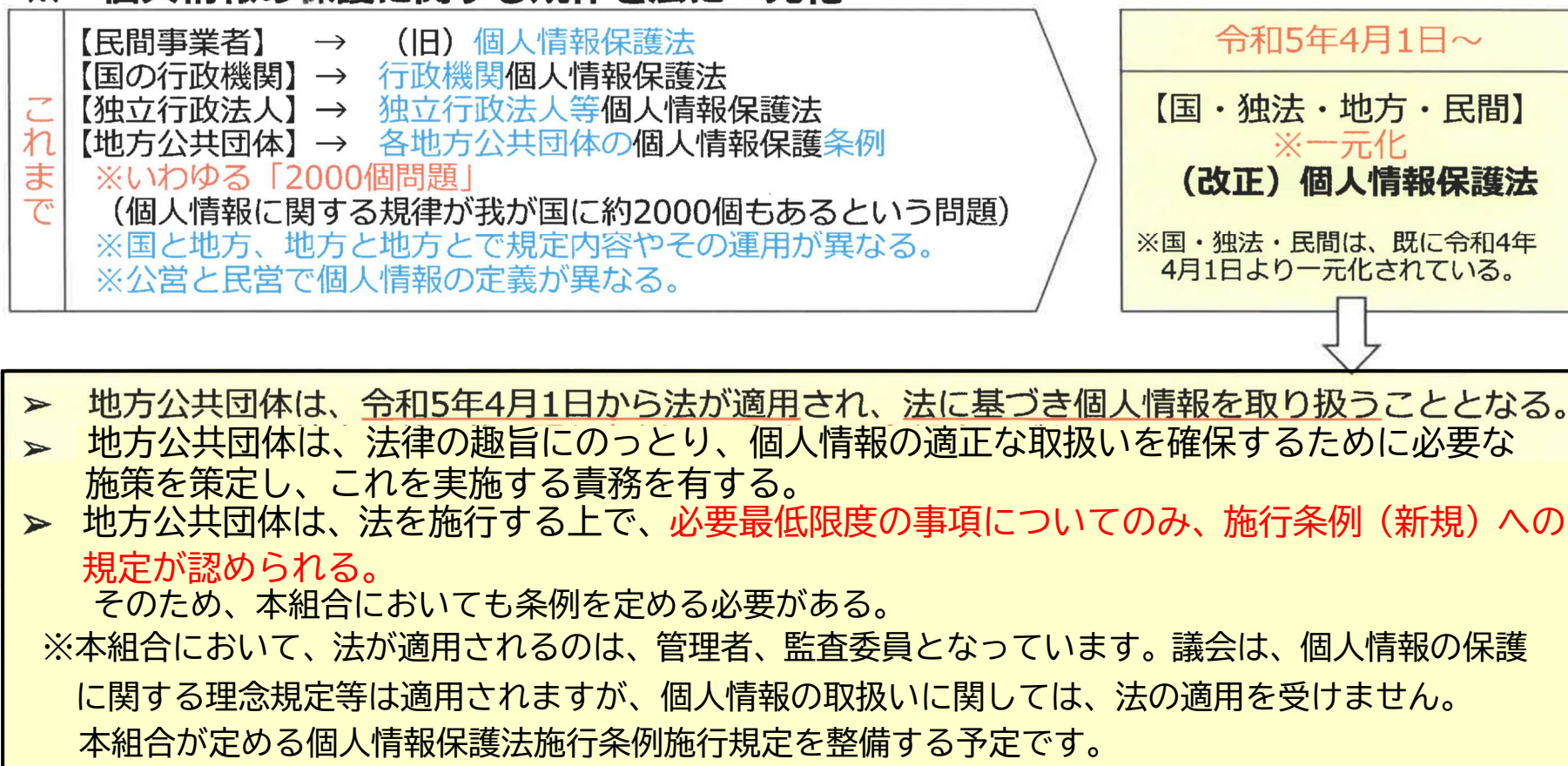


1. (改正)個人情報保護法(以下「法」という。)の趣旨

(1) 法改正の趣旨・目的

- ① 個人情報保護法制の不均衡・不整合を是正し、全国的な「共通ルール」を規定することにより、法の解釈と運用を統一。地方公共団体の適格な運用を確保する。
- ② 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報の保護」と「データ流通」の両立・強化。
- ③ 個人情報保護委員会（独立性・政治的中立性を有する国の機関）による法の一元的な解釈と執行の確保。個人情報保護委員会が地方公共団体を監視監督する。
- ④ 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合。

※ 個人情報の保護に関する規律を法に一元化



2. 法の概要＜地方公共団体関連＞

(1) 改正の概要

- ① 個人情報に関する定義を統一。
- ② 地方公共団体における個人情報の取扱いについては、国と同じ規律を適用。
- ③ 個人情報ファイル簿の作成・公表が義務化（利用目的を明確化）。
- ④ 国の個人情報保護委員会が、一元化された規律をもとに、地方公共団体を監視監督。
（※地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し個人情報保護委員会に対し必要な情報の提供又は助言を求めることが可能。）
- ⑤ 地方公共団体は、法を施行する上で特に必要な場合に限り、必要最低限の事項についてのみ、「法施行条例（新規制定）」へ規定することが認められる。
（※法と重複する規定や法の趣旨に反する規定は定めることができない。）
- ⑥ 法の適格な運用を図るため、個人情報保護委員会がガイドライン等を策定。

※ データの一元化
や国による管理を
目的としていない。

(2) 法における個人情報の取扱い関係

法第61条	個人情報の保有の制限等（利用目的の特定、保有の制限、利用目的の変更）
法第62条	利用目的の明示
法第63条	不適正な利用の禁止
法第64条	適正な取得
法第65条	正確性の確保
法第66条	安全管理措置
法第67条	従事者の義務
法第68条	漏えい等の報告等
法第69条	利用及び提供の制限
法第70条	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

3. 組合における対応方針及び施行条例への規定

【方針1】新たに「倉浜衛生施設組合個人情報保護法施行条例」を制定します。

【方針2】施行条例には、改正法の施行にあたって必要となる規定を盛り込みます。

(1) 施行条例を適用する組合の機関を定義します。＜第2条＞（実施機関とは管理者及び監査委員をいう。）

(2) 開示請求等に係る手数料を定めます。＜第3条＞

- ・開示請求に係る申請手数料を条例に定める必要があるため、手数料は無料とし、公文書の写しの作成にかかる費用や送料についても、請求者の実費負担とすることを規定します。

(3) 審査請求（不服申し立て）の諮問先を定めます。＜第4条＞

- ・開示決定等に対する審査請求については、行政不服審査法に基づき諮問しなければならないとされており、諮問先を明確にする必要があることから、「倉浜衛生施設組合情報公開・個人情報保護審査会」を当該諮問機関とすることを規定します。

(4) 開示決定等の期限を定めます。＜第5条・第6条＞

- ・法において開示決定等の期限を条例で定めることが可能とされていることから、組合において開示決定等の期限については、請求があった日の翌日から起算して14日以内、延長は16日以内（合計30日以内）とすることを規定します。

(5) 苦情の申出に関する規定を定めます。＜第7条＞

- ・個人情報の取扱いについて苦情があるときは、苦情の申出を行うことができることを規定します。

(6) 審議会への諮問、設置、組織について定めます。＜第8条・第9条＞

- ・法において審議会の設置については、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、条例で審議会を設置し諮問することを可能としているため、審議会の設置等について規定します。
- ・審議会への諮問は、より専門性の高い知見から運用上の細則等を定めるようとする場合に諮問することが、法において許容されています。

(7) 実施状況の公表について定めます。＜第10条＞

- ・毎年1回、法の施行状況を取りまとめ、公表することを規定します。